

# 第4章

# 計画を推進する体制づくり

**I**

# 計画を推進する体制づくり

庁内の推進体制の強化、充実を図るとともに市民、各種団体、事業者等との相互連携及び計画の進行管理体制の整備、充実に努めます。

## (1) 市の推進体制の整備・充実

- ①「亀山市男女が生き生き輝く条例」第18条に基づき、「亀山市男女共同参画審議会（以下「審議会」）を開催し、市の男女共同参画施策等について、市長の諮問に応じて調査審議、意見を述べることを行います。
- ②毎年、市の男女共同参画施策の進捗状況に対して評価と提言を行い、公表します。
- ③庁内の男女共同参画の推進を図るため各部に1名、男女共同参画推進員を設置します。
- ④副市長を会長とする「亀山市男女共同参画推進会議（以下「推進会」）や「男女共同参画推進員」による、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。
- ⑤男女共同参画推進員の研修を実施し、知識の習得に努めます。

## (2) 計画の評価と進行管理体制の整備と周知

- ①各室において、男女共同参画の自己評価を実施し、見直しを図るとともに、施策の進捗状況について推進会議及び審議会に報告し、評価を受けます。
- ②市民に対する意識調査を、基本計画最終年度（平成28年度）の前年度（平成27年度）に実施します。
- ③市が取り組む施策について、男女共同参画の視点で実施するよう、職員の理解を深めます。

## (3) 市民、事業者、各種活動団体、教育等関係機関に携わる者との相互連携

- ①市、市民、事業者、各種活動団体、教育に携わる者等と相互連携を図り、協働して男女共同参画社会の実現を目指していく環境づくりを進めます。

## (4) 男女共同参画に対する相談・苦情への対応

- ①市が実施する男女共同参画に関する施策、または男女共同参画の推進に妨げとなる事柄に対する、相談や苦情に対応し、男女共同参画の推進に努めます。
- ②様々な相談に応じる体制や機能について充実するとともに、相談員の資質向上に取り組みます。

## (5) 国、県、他市町及び関係機関との連携

- ①県の事業等への参加や、他市町との男女共同参画行政の情報交換等を積極的に行い、市の施策を推進します。